

執筆者:

[E-mail✉](mailto:masaki@nishimura-asahi.com) [森下 真生](mailto:masaki@nishimura-asahi.com)

## 1. UAE における個人データ保護法

これまでアラブ首長国連邦(以下、「UAE」と言います。)には、DIFC(Dubai International Financial Centre)と ADGM(Abu Dhabi Global Market)という独自の法令が適用される特殊なフリーゾーンにおけるものを除き、包括的な個人データ保護法はなく、個人情報の保護に関する主要な法律は刑法とサイバー犯罪法でした。

長らく立法間近と言われ続けてきた個人データ保護法ですが、UAE の建国 50 周年(2021 年 12 月 2 日)直前の 2021 年 11 月 27 日に、ついに公表されました。施行規則は、まだ出ておらず、同法上、2022 年 3 月までに公表されることが予定されています(31 条)。

個人データ保護法は、2022 年 1 月 2 日に効力を発していますが、データ管理者やデータ処理者は、施行規則が出た後、6 ヶ月以内に遵守状態を達成すれば良いとされます(28 条)。

したがって、UAE に拠点を置く企業、又は UAE に居住する者もしくは事業所を有する者の個人情報を取り扱う企業は、個人情報について、個人データ保護法の遵守を意識した取り扱いを行う必要があります。

今後公布予定の施行規則の内容を確認する必要がありますが、本ニューズレターでは、まず、UAE の個人データ保護法の内容のうち、その適用対象とデータ処理及び国外移転の要件について解説します。

なお、個人データ保護法の違反の場合の罰則については、別途定められることになっており、現時点では明らかではありません。

## 2. 適用対象

### (1) 適用対象

個人データ保護法は、以下に適用されるとされます(2 条 1 項)。

- ① UAE 国内に居住する、又は事業所を有するデータ主体
- ② UAE 国内外のデータ主体の個人データの処理活動を行う UAE 国内の管理者又は処理者
- ③ UAE 国内のデータ主体の個人データの処理活動を行う UAE 国外の管理者又は処理者

すなわち、UAE 国民の情報のみならず、UAE に居住するか事業所を有する個人の情報は、データ主体が外国人であっても保護の対象になります。また、外国のデータ主体の管理又は処理のみを行う場合であっても、UAE で行う場合には、個人データ保護法の適用を受けることとなり、また、UAE 国外の管理者又は処理者であっても、UAE 国内のデータ主体の個人データを取り扱う場合には、適用を受けることとなります。例えば、UAE 居住者が、日本のウェブサイトの商品を購入する場合に、氏名その他の個人情報を入力する必要がある場合、当該個人データの管理又は処理を行う日本企業は、UAE の個人データ保護法を遵守する必要があります。

なお、以下については、適用除外とされます(2 条 2 項)。

- ① 政府情報
- ② 個人情報の管理又は処理を行う政府当局
- ③ 安全及び司法当局により、管理又は処理される個人情報

- ④ 個人的目的のために自身の個人情報を処理するデータ主体
- ⑤ 他の法律に服する健康個人情報
- ⑥ 他の法律に服する個人信用情報
- ⑦ 個人情報保護に関して別途法律のあるフリーゾーン(すなわち、DIFC、ADGM、Dubai Health Care City)に所在する会社及び組織

## (2) 個人データ

個人データ保護法上、個人データ(personal data)は、「識別された自然人、又は、氏名、音声、画像、識別番号、オンライン識別子、位置情報などの識別子、もしくは、身体的、心理的、経済的、文化的もしくは社会的アイデンティティを表す1つもしくは複数の特徴を使用して、データを関連付けることによって、直接もしくは間接的に識別可能な自然人に関するあらゆるデータ」とされ(1条)、EUの一般データ保護規則(General Data Protection Regulation : GDPR)(以下、「GDPR」と言います。)類似の内容となっています。

また、センシティブ個人データ(sensitive personal data)とは、「自然人の家族、人種、政治的又は哲学的な意見、宗教的信念、犯罪歴、生体認証データ、又はその健康状態を明らかにするヘルスケアサービスに関する情報を含む身体的、心理的、精神的、遺伝的又は性的状態等、当該人物の健康に関連するデータ」と定義されています。なお、GDPRと異なり、センシティブ個人データの処理の原則禁止は定められていません。

## (3) データ管理者及び処理者

個人データ保護法の遵守が求められるのは、データの管理者(Controller)と処理者(Processor)ですが、個人データ保護法上、管理者とは、「個人データを保有する組織又は自然人であって、単独で又は他の者と共同で、その活動の性質を前提に、データの処理の方法、基準及び目的を決定する者」とされ、処理者とは、「管理者の代わりに、管理者の命令及び指示を受けて、個人データを処理する組織又は自然人」とされます。また、処理(Processing)とは、「電子的手段又はその他の手段によって、個人情報に対して実施される作用(operation)又は一連の作業」とされ、「収集、保存、記録、編集、修正、変更、流通、改変、検索、交換、共有、使用、分類もしくは送信、流布もしくは配布もしくはその他の方法で利用可能なものとする事による個人データの開示、又は、個人データを統合、制限、遮断、削除もしくは破壊すること、もしくはそのためのモデルの作成」を含むとされます。これらの定義も、GDPRに近似する内容となっています。

## 3. データ処理の要件

### (1) 原則

個人データ保護法上、個人データの処理には、原則として、データ主体の同意が必要とされます(4条)。

例外は、以下の場合に認められます。

- ① 公共の利益を保護するために必要な場合
- ② データ主体の行為により、公知となった個人データ
- ③ 法的手続のために必要な場合
- ④ 法律に従い、産業医学又は予防医学のために必要な場合
- ⑤ 法律に従い、公衆衛生の保全のために必要な場合
- ⑥ 法律に従い、科学的、歴史的及び統計的な研究のための目的達成のために必要な場合
- ⑦ データ主体の利益保護のために必要な場合
- ⑧ 労働、社会保障、社会的保護に関する分野において、データ管理者又はデータ主体の義務の履行又は権利の行使のために必要な場合
- ⑨ データ主体が当事者である契約の履行、又は契約の実施、変更もしくは終了のための手続の実施のために必要な場合
- ⑩ データ管理者に法律上課せられた義務の履行のために必要な場合
- ⑪ その他施行規則に定める場合

なお、GDPRを含め、他国で例外として認められることがある管理者又は第三者によって求められる正当な利益がある場合は、

例外として認められていません。

## (2) 同意の条件

データ処理に関し、データ主体から取得する同意について、以下が満たされなければなりません(6条1項)。同意の条件は、EUのGDPRと類似しています。

- ① 処理が同意に基づく場合、管理者は、データ主体が自己の個人データの処理に同意していることを証明できるようにすること。
- ② 同意は、書面か電子的方法かを問わず、明確で、単純で、曖昧でなく、容易に利用できる方法によってなされること。
- ③ 同意は、データ主体が同意を撤回できる権利と、撤回が容易になされなければならないことを明らかにしてなされること。

## (3) 処理に関する条件

個人データの処理にあたっては、以下を満たす必要があります(5条)。

- ① 個人データの処理は、公正で、透明性があり、適法な方法によってなされなければなりません(5条1項)。
- ② 個人データは、特定され、明確な目的のために収集されなければならず、目的と適合しない態様で処理されてはなりません(5条2項)。
- ③ 個人データは、処理がなされる目的にとって、十分であり、限定されなければなりません(5条3項)。
- ④ 個人データは、正確であり、最新の状態に更新されなければなりません(5条4項)。
- ⑤ 不正確な個人データの消去又は修正を確保するために適切な措置及び手続が講じられなければなりません(5条5項)。
- ⑥ 個人データは、安全に保管され、違反、侵害、違法又は無許可の処理から保護される必要があります(5条6項)。
- ⑦ 個人データは、処理の目的を達成した後、保管されてはなりません。個人データは、データ主体が匿名化されている場合のみ、保管できます(5条7項)。
- ⑧ 他の条件が、施行規則に定められる可能性があります(5条8項)。

また、データ管理者は、データの処理の前に、処理の目的、個人データが共有されるセクター又は組織及び国外処理に関する保護措置について、データ主体に情報提供をしなければなりません(13条2項)。実務上は、個人データ取得時に、データ主体からデータの処理に関する同意を取得する際に、上記を合わせて通知することになると考えられます。

## 4. データの国外移転

個人データ保護法の管轄監督機関である UAE データオフィスが承認した、個人データの転送先の国又は地域に個人データに関する特別な法律がある場合、又は UAE が移転先国との間で、個人データ保護に関連する二国間又は多国間協定を有する場合には、個人データは、UAE 国外に移転できるとされます(22条)。データオフィスが承認する国又は地域については、現時点では明らかになっていません。

また、個人データは、以下の場合にも国外に移転できるとされ(23条1項)、上記のデータオフィスが承認する国又は地域でなくとも、移転が認められる余地があります。データ主体の同意については、UAE の安全と公益に反しない態様によることが求められており、これは GDPR 等にはない要件です。なお、以下については、施行規則に要件が定められるとされる(23条2項)ため、施行規則の内容も確認する必要があります。

- ① データ保護法がない国につき、UAE 及び当該国で事業を行っている事業者が、当該国における事業者、UAE の個人データ保護法に定められる個人データ保護措置を実施する義務を負担させる契約に基づいて、データを移転する場合。
- ② UAE の安全と公益に反しない態様による、個人データを国外に移転することについてのデータ主体の明示的な同意がある場合。
- ③ 義務を履行し、司法当局の前で、権利を主張、行使、又は防御するために移転が必要な場合。
- ④ データ管理者とデータ主体間の契約、又はデータ主体の利益の達成のためのデータ管理者と第三者間の契約の締結又は履行のために移転が必要な場合。
- ⑤ 国際司法協力に関する手続を行うために移転が必要な場合。
- ⑥ 公益を保護するために移転が必要な場合。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 